

周南市体育施設条例等の一部を改正する条例制定について

周南市体育施設条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年9月4日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市体育施設条例等の一部を改正する条例

(周南市体育施設条例の一部改正)

第1条 周南市体育施設条例（平成15年周南市条例第115号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

周南緑地	周南市総合スポーツセンター	周南市大字徳山 427 番地
	周南市陸上競技場	周南市大字徳山 405 番地の 1
	周南市野球場	〃
	周南市水泳場	〃
	周南市庭球場	〃
	周南市ソフトボール球場	〃
	周南市サッカー場	〃
	周南市アーチェリー場	〃
	周南市補助競技場	〃
	周南市運動広場	〃
周南市身近な運動広場	〃	

」

を

「

周南緑地	周南市総合スポーツセンター	周南市大字徳山 10427 番地
	周南市庭球場	〃
	周南市ソフトボール球場	〃
	周南市サッカー場	〃
	周南市アーチェリー場	〃
	周南市運動広場	〃
	周南市身近な運動広場	〃
	周南市陸上競技場	周南市大字徳山 10405 番地の 1
	周南市野球場	〃
	周南市水泳場	〃
	周南市補助競技場	〃

」

に、

「

周南市須々万・長穂地区総合運動場	周南市大字須々万本郷 1153 番地の 5
------------------	-----------------------

」

を

「

周南市須々万・長穂地区総合運動場	周南市大字須々万本郷 11153 番地の 5
------------------	------------------------

」

に、

「

周南市大道理地区体育館	周南市大字大道理 1332 番地
周南市長穂地区体育館	周南市大字長穂 1692 番地の 2

」

を

「

周南市大道理地区体育館	周南市大字大道理 1334 番地の 1
周南市長穂地区体育館	周南市大字長穂 1691 番地

」

に、

「

周南市熊毛体育センター	周南市大字呼坂 9 番地の 71
-------------	------------------

」

を

「

周南市熊毛体育センター	周南市大字呼坂 10009 番地の 71
-------------	----------------------

」

に、

「

周南市鹿野庭球場	周南市大字鹿野下 610 番地
----------	-----------------

」

を

「

周南市鹿野庭球場	周南市大字鹿野下 10610 番地の 2
----------	----------------------

」

に改める。

(周南市コアプラザかの条例の一部改正)

第 2 条 周南市コアプラザかの条例（平成 20 年周南市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中

「

周南市コアプラザかの	周南市大字鹿野上字サヤノ原 910 番地、字下市 3189 番の 1
------------	------------------------------------

」

を

「

周南市コアプラザかの	周南市大字鹿野上字サヤノ原 10910 番地、字下市 3189 番の 1
------------	--------------------------------------

」

に改める。

(周南市市民センター条例の一部改正)

第 3 条 周南市市民センター条例（平成 29 年周南市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

周南市遠石市民センター	周南市大字徳山 591 番地の 3
-------------	-------------------

」

を

「

周南市遠石市民センター	周南市大字徳山 10591 番地の 3
-------------	---------------------

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

周南市体育施設条例新旧対照表（第1条の改正）

現 行			改 正 案		
(設置)			(設置)		
第2条 本市に次の体育施設を設ける。			第2条 本市に次の体育施設を設ける。		
	名 称	位 置		名 称	位 置
周南緑地	周南市総合スポーツセンター	周南市大字徳山427番地	周南緑地	周南市総合スポーツセンター	周南市大字徳山10427番地
	周南市陸上競技場	周南市大字徳山405番地の1		周南市庭球場	〃
	周南市野球場	〃		周南市ソフトボール球場	〃
	周南市水泳場	〃		周南市サッカー場	〃
	周南市庭球場	〃		周南市アーチェリー場	〃
	周南市ソフトボール球場	〃		周南市運動広場	〃
	周南市サッカー場	〃		周南市身近な運動広場	〃
	周南市アーチェリー場	〃		周南市陸上競技場	周南市大字徳山10405番地の1
	周南市補助競技場	〃		周南市野球場	〃
	周南市運動広場	〃		周南市水泳場	〃
	周南市身近な運動広場	〃		周南市補助競技場	〃

現行

改正案

(略)

周南市須々万・長穂地区総合運動場

周南市大字須々万本郷1153番地の5

(略)

周南市大道理地区体育館

周南市大字大道理1332番地

周南市長穂地区体育館

周南市大字長穂1692番地の2

(略)

周南市熊毛体育センター

周南市大字呼坂9番地の71

(略)

周南市鹿野庭球場

周南市大字鹿野下610番地

(略)

(略)

周南市須々万・長穂地区総合運動場

周南市大字須々万本郷11153番地の5

(略)

周南市大道理地区体育館

周南市大字大道理1334番地の1

周南市長穂地区体育館

周南市大字長穂1691番地

(略)

周南市熊毛体育センター

周南市大字呼坂10009番地の71

(略)

周南市鹿野庭球場

周南市大字鹿野下10610番地の2

(略)

周南市コアプラザかの条例新旧対照表（第2条の改正）

現行	改正案								
<p>(設置等)</p> <p>第2条 市民が生きがいをもち、いきいきと健康で住みよい地域社会の実現に向けて、保健、福祉、医療及び生涯学習の推進並びに地域活動、高齢者活動及び女性活動の促進を図るため、次のとおりコアプラザかのを設置する。</p> <table border="1" data-bbox="129 584 1088 727"> <thead> <tr> <th data-bbox="129 584 472 632">名称</th> <th data-bbox="479 584 1088 632">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="129 636 472 727">周南市コアプラザかの</td> <td data-bbox="479 636 1088 727">周南市大字鹿野上字サヤノ原910番地、字下市3189番の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 (略)</p>	名称	位置	周南市コアプラザかの	周南市大字鹿野上字サヤノ原910番地、字下市3189番の1	<p>(設置等)</p> <p>第2条 市民が生きがいをもち、いきいきと健康で住みよい地域社会の実現に向けて、保健、福祉、医療及び生涯学習の推進並びに地域活動、高齢者活動及び女性活動の促進を図るため、次のとおりコアプラザかのを設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1137 584 2096 727"> <thead> <tr> <th data-bbox="1137 584 1480 632">名称</th> <th data-bbox="1487 584 2096 632">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1137 636 1480 727">周南市コアプラザかの</td> <td data-bbox="1487 636 2096 727">周南市大字鹿野上字サヤノ原10910番地、字下市3189番の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 (略)</p>	名称	位置	周南市コアプラザかの	周南市大字鹿野上字サヤノ原10910番地、字下市3189番の1
名称	位置								
周南市コアプラザかの	周南市大字鹿野上字サヤノ原910番地、字下市3189番の1								
名称	位置								
周南市コアプラザかの	周南市大字鹿野上字サヤノ原10910番地、字下市3189番の1								

周南市市民センター条例新旧対照表（第3条の改正）

現行		改正案	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
周南市遠石市民センター	<u>周南市大字徳山591番地の3</u>	周南市遠石市民センター	<u>周南市大字徳山10591番地の3</u>
(略)		(略)	